

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（内閣府地方創生推進事務局）

| | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|--------|-----------|---|-----|------------|---|--------|----------|---|
| 制 度 名 | 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長 | | | | | | | | | |
| 税 目 | 法人税 | | | | | | | | | |
| 要 望 の 内 容 | <p>《要望の内容》</p> <p>地方創生を推進し、企業から地方公共団体への寄附を安定的かつ継続的に確保するため、税制措置の拡充・延長等を図る。</p> <p>（１）徹底した運用改善を実施すること。 ・寄附払込時期の弾力化、基金への積立要件の緩和、地方創生関係交付金と併用した場合のインセンティブ付与、地域再生計画の認定に係る事務手続の簡素化等。</p> <p>（２）平成 31 年度までとなっている税額控除の特例措置を 5 年間（平成 36 年度まで）延長すること。 ・制度創設（平成 28 年度税制改正）時と同様に、国の次期総合戦略の期間（平成 32 年度～平成 36 年度）と合わせる。</p> <p>（３）特定の寄附に係る税額控除割合を引き上げること。</p> <p>《現行制度の概要》</p> <p>内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置づけられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成 28 年度から平成 31 年度までの間、法人住民税、事業税、法人税に係る税額控除の措置が講じられている。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 租税特別措置法第 42 条の 12 の 2、第 68 条の 15 の 3、附則第 90 条、第 112 条 ・ 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 2、第 39 条の 45 の 3、附則第 15 条、第 28 条 ・ 租税特別措置法施行規則第 20 条の 7 の 2、第 22 条の 29 の 2 | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>-</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>- 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>- 百万円）</td> </tr> </table> | | 平年度の減収見込額 | - | 百万円 | （制度自体の減収額） | （ | - 百万円） | （改正増減収額） | （ |
| 平年度の減収見込額 | - | 百万円 | | | | | | | | |
| （制度自体の減収額） | （ | - 百万円） | | | | | | | | |
| （改正増減収額） | （ | - 百万円） | | | | | | | | |

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

地方公共団体の実施する一定の地方創生事業に対して企業が寄附を行うことを促すことにより、地方創生に取り組む地方を応援することを目的とする。

(2) 施策の必要性

少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服するため、国及び地方公共団体は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）及び「地方版総合戦略」に掲げた基本目標や K P I の達成に向けて、地方創生の取組を推進してきた。平成 29 年度は、5 か年の総合戦略の中間年に当たることから、基本目標や K P I の総点検を行ったところ、平成 32 年時点で地方と東京圏の転出入を均衡させるという目標に対して、平成 28 年時点で東京圏への転入超過数が 12 万人規模に上るなど、現時点では各種施策の効果が十分に発現するに至っていないことが判明し、一層の取組強化により目標の達成を目指すべきとされた。

今後、地方公共団体が地方版総合戦略に盛り込まれた地方創生事業を推進していくには、本年 6 月 15 日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針 2018」にもあるように、国や地方公共団体のみならず、企業をはじめとする「民」の知見や資金を最大限活用し、我が国全体が一体となって取り組む必要がある。

本税制については、平成 28 年度の制度創設以降、企業が創業地や工場・支店等の拠点を有する地方公共団体に寄附することにより、観光振興、移住・定住や人材育成・確保などの事業を促進する優れた事例が出てきている。一方で、本税制を活用している地方公共団体数は 344 団体（19.8%）にとどまっており、一層の活用促進を図る必要がある。また、企業版ふるさと納税の利用促進に向けたアンケート（平成 30 年 6 月）においても、企業や地方公共団体から本税制の運用改善や拡充・延長等を求める声がある。

このような状況を踏まえ、本税制の一層の活用促進を図るため、徹底した運用改善を実施するとともに、税額控除の特例措置の 5 年間（平成 36 年度まで）の延長及び特定の寄附に係る税額控除割合の引き上げを図る。

①徹底した運用改善の実施

本税制の一層の活用促進を図るため、企業や地方公共団体からの意見等を踏まえ、徹底した運用改善を実施する必要がある。

②税額控除の特例措置の 5 年間（平成 36 年度まで）の延長

まち・ひと・しごと創生基本方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において、次期 5 か年の総合戦略を策定することが明記されたところであり、今後は現行の総合戦略から切れ目なく地方創生の取組を推進することが重要である。地方創生を推進するための企業から地方公共団体への寄附を安定的かつ継続的に確保するには、寄附しようとする企業の意欲を阻害することのないよう、最終年度において制度を延長するのではなく、一年前倒しで税額控除の特例措置を延長する必要がある。

③特定の寄附に係る税額控除割合の引き上げ

寄附企業に対して一層のインセンティブを付与するため、特定の寄附に係る税額控除割合の引き上げを図る必要がある。

以上の取組により、地方公共団体においては、新たに地方創生に効果の高い事業の企画・立案を行い、民間企業においては、本税制を活用した寄附を促進することにより、地方創生の事業の進展を図り、もって地方創生の深化に繋げる。

| | | |
|--------------|-----|---|
| 今回の要望に関連する事項 | 合理性 | <p>政策目標 4 地方創生の推進 施策目標 8 地域再生の推進</p> <p>まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017 改訂版） （平成 29 年 12 月 22 日閣議決定） IV. 地方創生に向けた多様な支援-「地方創生版・三本の矢」- 3. 財政支援の矢 （3）税制 志ある個人や企業の「民の力」を地方創生に効果的に活用する観点から、「しごと」と「ひと」の好循環を生み出し、「まち」を活性化することに資する税制の推進を図る。 ◎地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）[措置済] 「地方版総合戦略」に位置付けられた、地方公共団体が行う地方創生のために効果的な事業について、当該事業に対する企業の寄附に係る法人事業税・法人住民税及び法人税の税額控除の優遇措置を 2016 年度に創設した。2017 年 12 月現在、387 事業が認定を受けており、今後も関係省庁と連携した地方公共団体・企業向け広報活動や、経済三団体をはじめとする経済界への周知活動を展開することにより、地方公共団体による更なる制度の活用や地方創生事業への更なる企業の参画を促進する。</p> <p>まち・ひと・しごと創生基本方針 2018 （平成 30 年 6 月 15 日閣議決定） IV. 地方創生に向けた多様な支援（地方創生版・三本の矢） 3. 財政支援 平成 28 年度に創設された地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、これまでに、企業が創業地や工場・支店等の拠点を有する地方公共団体に寄附することにより、観光振興、移住・定住や人材育成・確保などの事業を促進する優れた事例が出てきている。このような取組を拡大していくため、制度の概要や事例を紹介する動画や優良事例集を作成し、地方公共団体や企業に周知するなど、積極的な PR 活動を行う。また、地方公共団体や企業に対してニーズ等に関する調査を実施し、その結果を踏まえ、必要な措置を講じること等により、一層の活用促進を図る。</p> |
| | | <p>政策の達成目標</p> <p>下記の観点を踏まえ、平成 36 年度までに、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標が十分に達成されることを目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の創業地や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進 ・地方公共団体が企業に取組をアピールすることで自治体間競争を促進 ・本社機能の移転促進税制の補完 |
| | | <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>5 年間（国の次期総合戦略の期間（平成 32 年度～平成 36 年度）に合わせる）</p> |
| | | <p>同上の期間中の達成目標</p> <p>政策の達成目標に同じ。</p> |
| | | <p>政策目標の達成状況</p> <p>平成 30 年 8 月現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定事業数 494 事業 ・総事業費 1,262 億円 ・寄附額累計（平成 28 年度～平成 29 年度） 31 億円 |

| | | | |
|---------------------------|--------------------|--|--|
| | 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 精査中 |
| | | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) | 本税制措置により、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標が十分に達成されることが期待される。 |
| 相当性 | | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | - |
| | | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | 本税制の一層の活用促進を図るため、地方公共団体や民間企業等に向けた、制度内容や活用事例等に係る広報をさらに強化する。 【平成 31 年度概算要求】 97 百万円 |
| | | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | 本税制の一層の活用促進を図るためには、①周知、広報の更なる強化、②運用改善、③税額控除の特例措置の拡充・延長を一体的に講じる必要がある。 |
| | | 要望の措置の妥当性 | まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017 改訂版）（平成 29 年 12 月 22 日閣議決定）では、「まち・ひと・しごとの創生に向けた政策 5 原則」を定めており、その中で、「（1）自立性」として、施策が構造的な問題に対処し、地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようなものにし、国の支援がなくとも地域・地方の事業が継続する状態を目指すこととしている。 国と地方だけではなく、企業を地方創生を実現する上でのステークホルダーとして参画させ、持続可能な地方創生の取組につなげていくという目的を持つ本税制の措置は極めて妥当であることができる。 なお、措置の対象は、内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置づけられた事業に限定されていること、また、寄附のうち一定割合は企業負担としていること、さらに、本税制の拡充対象は特定の寄附に限定していることから、必要最小限の措置である。 |
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項 | 租税特別措置の適用実績 | 平成 28 年度の適用実績は以下のとおり。 単体法人・・・56 件、5,985 千円 連結法人・・・2 件、110 千円 | |
| | 租特透明化法に基づく適用実態調査結果 | 租税特別措置の適用実績に同じ。 | |

| | | |
|------------------|---------------------------------------|--|
| | <p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p> | <p>企業が創業地や工場・支店等の拠点を有する地方公共団体に寄附することにより、観光振興、移住・定住や人材育成・確保などの事業を促進する優れた事例が出てきている。このように、企業が地方公共団体の地方創生事業に関与することは、企業の地域貢献への機運及び寄附文化の醸成、事業の質の向上や地方公共団体と企業との新たなパートナーシップの構築、地方公共団体における安定的な財源確保に役立つものである。</p> |
| | <p>前回要望時の達成目標</p> | <p>下記の観点を踏まえ、2020年までに、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標が十分に達成されることを目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の創業地や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進 ・地方公共団体が企業に取組をアピールすることで自治体間競争を促進 ・本社機能の移転促進税制の補完 |
| | <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> | <p>これまでに494の地方創生事業を認定し、総事業費は1,262億円に上るなど、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標の達成において一定の効果があったといえる。一方で、本税制を活用している地方公共団体数は344団体(19.8%)に留まっており、制度の活用が十分とはいえない状況にある。</p> |
| <p>これまでの要望経緯</p> | <p>平成28年度要望において新設。</p> | |